

介護予防・日常生活支援総合事業の概要について

1 背景

団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）に向け、単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯等の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、国においては、介護保険制度を見直し「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）を実施することとした。

2 事業の趣旨

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支えあい体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの

3 総合事業を構成する事業及び対象者

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）

ア 事業の内容

- ・ 訪問型サービス（掃除、洗濯など）
- ・ 通所型サービス（機能訓練や集いの場など）
- ・ 各種生活支援サービス（配食、見守りなど）
- ・ 介護予防ケアマネジメント

イ 対象者

- ・ 要支援認定を受けた者
- ・ 基本チェックリスト該当者（事業対象者）

(2) 一般介護予防事業

ア 事業の内容

- ・ 介護予防普及啓発事業
- ・ 地域介護予防活動支援事業
- ・ 一般介護予防事業評価事業 など

イ 対象者

- ・ 第1号被保険者等

4 総合事業で実施するサービスの類型等

(1) 訪問型サービス

現行の訪問介護に相当するもののほか、緩和した基準によるサービスや住民による支援などを想定

- ・ 訪問介護
訪問介護員による身体介護、生活援助
- ・ 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
掃除や買い物などの生活援助等
- ・ 訪問型サービスB（住民主体による支援）
住民が主体的に行う生活援助等
- ・ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
保健師等による居宅での相談指導等
- ・ 訪問型サービスD（移動支援）
移送前後の生活支援

(2) 通所型サービス

現行の通所介護に相当するもののほか、緩和した基準によるサービスや住民による支援などを想定

- ・ 通所介護
通所介護と同様のサービスや生活機能の向上のための機能訓練
- ・ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）
ミニデイサービス、運動、レクリエーション など
- ・ 通所型サービスB（住民主体による支援）
体操、運動等の活動など、自主的な通いの場
- ・ 通所型サービスC（短期集中予防サービス）
生活機能改善のための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム

(3) 各種生活支援サービスの充実

既存の地域支援事業の活用などにより、多様な主体によるサービス提供を推進

- ・ 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組の実施
→ 生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置
- ・ 住民主体の支援活動の推進
- ・ 地域ケア会議、既存資源、他施策の活用

(4) 一般介護予防事業

従来の一次・二次予防事業の対象者の区分を廃止し，65歳以上の高齢者を対象とした「一般介護予防事業」として実施

(参考) 従来の一次・二次予防事業の対象者

- ・ 一次予防事業
65歳以上の高齢者のうち，要介護・要支援認定を受けていない者
- ・ 二次予防事業
65歳以上の高齢者のうち，運動機能の低下などにより要介護・要支援状態となるおそれの高い状態にある者

5 総合事業のサービス利用の流れ

(1) 相談

- ・ 窓口等において総合事業等を説明
- ・ 総合事業のみを利用する場合，基本チェックリストでサービスの利用が可能であることを説明
- ・ 事業対象者となった後も要介護認定等の申請が可能であることを説明

(2) 基本チェックリストの実施

- ・ 従来の二次予防事業対象者把握のためのチェックリストを活用
- ・ 「閉じこもり」，「認知機能の低下」など25項目について確認

(3) 介護予防ケアマネジメントの実施

利用者の心身の状況等に応じて，適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう，専門的視点から必要な援助を行うもので，原則，利用者が居住する地域包括支援センターが実施

6 総合事業の制度的な枠組

(1) サービスの実施方法

- ・ 市町村の直接実施
保健師等が行う短期集中予防サービスを想定
- ・ 委託による実施
民間事業者等が行う生活援助やミニデイサービスを想定
- ・ 指定事業者によるサービス提供
既存の事業者が行う介護予防訪問介護等に相当するサービスを想定
- ・ ボランティア等への補助
ボランティア等による生活支援や通いの場を想定

(2) サービスの基準

法令上必ず遵守すべき事項以外の事項については、国の例などを参考に市町村において定める。

(3) サービスの単価・利用者負担・給付管理

サービス内容等に応じて、市町村が単価・利用者負担を設定

ア サービスの単価

- ・ 現行の訪問介護等に相当するサービスの単価は、市町村において、国が定める額（予防給付の単価）を上限として設定
- ・ それ以外の指定事業者によるサービスの単価は、市町村が、その内容や時間、基準等を踏まえ、国が定める額を上限として設定

イ 利用者負担

- ・ 市町村が、サービス内容や時間、基準等を踏まえ設定
- ・ 現行の訪問介護等に相当するサービスは、介護給付の利用者負担割合（1割、一定以上所得者は2割）等を勘案し設定（ただし、下限は当該給付の利用者負担割合）

ウ 給付管理

- ・ 指定事業者によるサービスについては、国保連を活用しながら実施
- ・ 市町村は、指定事業者によるサービスを対象とした高額介護サービス費に相当する事業を実施

7 総合事業への移行時期

平成29年4月までに実施

※ 本市では平成29年4月から実施：「宇都宮市介護保険条例」